

北秋田市自治会等 小規模雪寄せ場事業の お知らせ！

雪寄せ場を探しています！
空き地をお持ちで
ご提供できる方
必見です!!

自治会・町内会の雪寄せ場確保の一助とするため、地区住民の雪寄せ場として
空き地を無償貸付けした場合、空き地の固定資産税額の一部を減免します。

主な要件

- ・面積が原則500m²以下で、課税地目が宅地または雑種地の土地
(※課税地目が「田畑・山林原野等」は対象外です)
- ・土地所有者と自治会等が雪寄せ場として無償で土地の貸借契約を書面により締結可能な土地
- ・雪寄せ場としてのみ使用する土地(期間中、駐車等他の使用はできません)
- ・一つの自治会等で原則2カ所以内とします
- ・貸付期間は12月から翌年3月までの4カ月間とします
- ・道路との高低差が著しいなど、雪寄せ場としての使用に適さない土地でないこと



手続き方法

時 期	対象者	手 続 き 事 項 な ど
8～9月	土地所有者 自治会等	「雪寄せ場」として無償で使用可能か、所有者と自治会等で話し合う
9 月	自治会等	「事前確認願・位置図・案内図」を建設課管理係へ提出する
～10月8日	建設課 税務課	建設課管理係で現地確認、税務課市税係で対象土地の所有者・地積・地目を確認する
～10月20日	建設課	建設課管理係から「事前確認」結果の通知を自治会等へ送付する
～10月31日	土地所有者 自治会等	土地所有者と自治会等で「土地使用無償貸借契約」を交わす
	自治会等	「設置確認願(本申請)・契約書・同意書」を建設課管理係に提出する
～11月19日	建設課	建設課管理係より「設置確認通知」(許可書)を土地所有者へ送付する
12/1～3/31	土地所有者 自治会等	雪寄せ場として活用(※トラブルがないよう十分話し合う)
5 月	税務課 土地所有者	固定資産税納付書発送、減免申請、減免後の納付書発送

貸付期間：12月1日～翌年3月31日まで

減免割合：翌年度当該土地の 固定資産税額の12分の4

問合せ先

- 雪寄せ場に関すること 建設課管理係 ☎72-3116
- 税減免に関すること 税務課市税係 ☎62-1116



空家をお持ちの方へ

空家等の適正管理

図 総務課危機管理係 ☎62-6602

●空家は適切な管理が必要です！

空家やその敷地は個人の資産です。所有者等は、周辺の生活環境に悪影響とならないように、空家等を適切に管理する責務があります。

●管理責任を問われる可能性もあります！

空家等を放置した結果、仮に倒壊や破損、落雪などにより他人に損害を与えた場合は、所有者や管理者の責任となり、損害賠償などの管理責任を問われることもあります。【民法第717条】



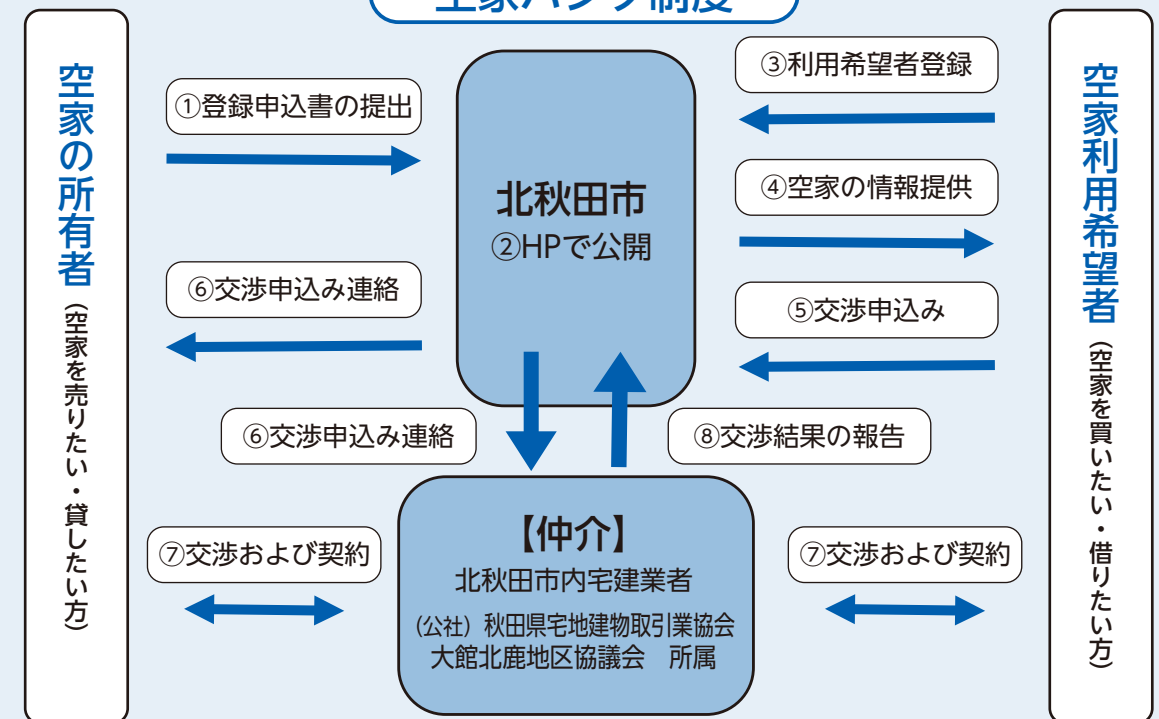
少子高齢化や人口減少などを背景に、近年、老朽化した空家が全国的に増加し、社会問題となっています。適切に管理されずに放置され老朽化した空家は倒壊など保安上の問題だけでなく、生活環境の問題など、周辺にお住まいの方への迷惑にもなります。

空家等の利活用

図 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

市では、移住定住の促進および地域の活性化を図ることを目的として「空家バンク制度」に取り組んでいます。空家バンクとは、空家の賃貸・売却を希望する所有者から情報提供を受け、不動産仲介業者と連携し、空家バンクに登録した物件をホームページ等で、利用希望者に紹介する制度です。

空家バンク制度



●空家バンク制度以外にも、様々な事業を行っています。お気軽にご相談ください。

移住者住宅補助事業 …… 移住者の方が住宅を購入した場合、助成金を交付します

住宅リフォーム支援事業 …… 住宅のリフォームまたは増改築を行う場合、補助金を利用できます

木造住宅耐震改修等補助事業 …… 木造住宅への耐震改修計画・耐震改修工事への補助金を利用できます